

## 【商 法】

次の文章を読んで、【問1】と【問2】に答えなさい。

1. P株式会社（以下「P社」という。）は、取締役会設置会社かつ監査役設置会社である。P社の取締役はA、B、及びその他3名であり、その代表取締役はAのみである。Bは、P社にとって必要でかつ高度の専門技術を有しており、P社にとって有益な人物であるというのが衆目の一致するところである。
2. AはBに頼まれて、Bが自宅を購入するために、Q銀行から1億円を借り入れるに際して、P社がBの債務（以下「本件債務」という。）を保証する契約（以下「本件保証契約」という。）を、P社の代表取締役としてQ銀行との間で締結した。本件保証契約の締結に際しては、P社は一般的な基準の保証料をBから受領した。また、Aは、本件保証契約について、P社の取締役会において重要な事実を開示し、Bを除く取締役全員の一致による承認を受けた。なお、Bは当該取締役会決議には加わらなかった。さらに、本件保証契約の締結後、Aは、遅滞なく、当該取引についての重要な事実をP社の取締役会に報告した。
3. ところが、Bは、本件債務をQ銀行に弁済できなかった。P社は、Q銀行から本件保証債務の履行を請求されたため、Bに代わってQ銀行に8000万円を弁済した。P社の取締役会は、BがP社にとって必要・有益な人物であることに配慮し、Bの支払を猶予する旨の決議を、Bを除く取締役全員の一致により承認し、P社はBに対し本件債務を求償していない。

【問1】 P社が、Q銀行に弁済した8000万円について、AのP社に対する会社法上の損害賠償責任を追及することができるか。

【問2】 P社の株主Cが、Bに対して、P社に対する償還を求める株主代表訴訟を提起した。Cの請求は認められるか。

※ 解答用紙の記入に際しては、【問1】、【問2】と見出しをつけて記入しなさい。